

# 公益通報者保護法について

---



川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課  
事業者指導係

# 公益通報者保護法とは

---

- 平成16年6月公布、平成18年4月施行
- 労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。
- 労働者等とは、現労働者（正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー、請負契約に基づき委託元から受託した事業を行う企業の社員や派遣労働者、公務員を含む）のほか、退職後1年以内の退職者や、会社役員等も含まれます。

# 公益通報者保護法とは

## 令和2年改正（令和4年6月1日施行）のポイント

常時使用する労働者の数が300人を超える全ての事業者（※）に対し、内部公益通報対応体制の整備義務が課せられました。

（※）法人その他の団体及び事業を行う個人を指し、株式会社などの営利目的の法人だけでなく、公益法人、協同組合、特定非営利活動法人(NPO)、個人事業主、国の行政機関、地方公共団体なども広範に含まれます。また、300人以下の事業者は努力義務です。

- ☑ **事業者の体制整備の義務化**（事業者内の**通報窓口の設置**、通報者の**不利益な取り扱いの禁止**等）
- ☑ **事業者の内部通報担当者に守秘義務**（違反した場合、**30万円以下の罰金**）
- ☑ 「公益通報者」として保護される範囲の拡大
- ☑ 保護される「通報対象事実」の範囲の拡大

# 介護事業所の方へ

介護保険事業ごとの解釈通知内では、以下の項目内で通報窓口についての記載があります。

## ハラスメントの防止

（事業主が講ずべき措置の具体的内容）

相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

## 高齢者虐待の防止

（虐待等の早期発見）

介護老人保健施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるように、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。

厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」より抜粋していますが、他サービス種別にも同様の記載があります。

# 介護事業所の方へ

---

通報窓口の周知と併せて  
公益通報者保護法の周知をお願いいたします



# 介護事業所の方へ

## かながわ福祉サービス運営適正化委員会

あなたの話をきかせてください

職員への対応や業務につがいを感じていやな思いをした

サービスの内容が契約と違う

食事メニューを工夫してほしい

人に知られたくないことを職員が他の人に話した

わかりやすい言葉で説明してくれない

大切なものをこわらせてしまった

よりよいサービスのためにご相談ください。

事業所

苦情受付担当者

苦情解決担当者

第三者委員

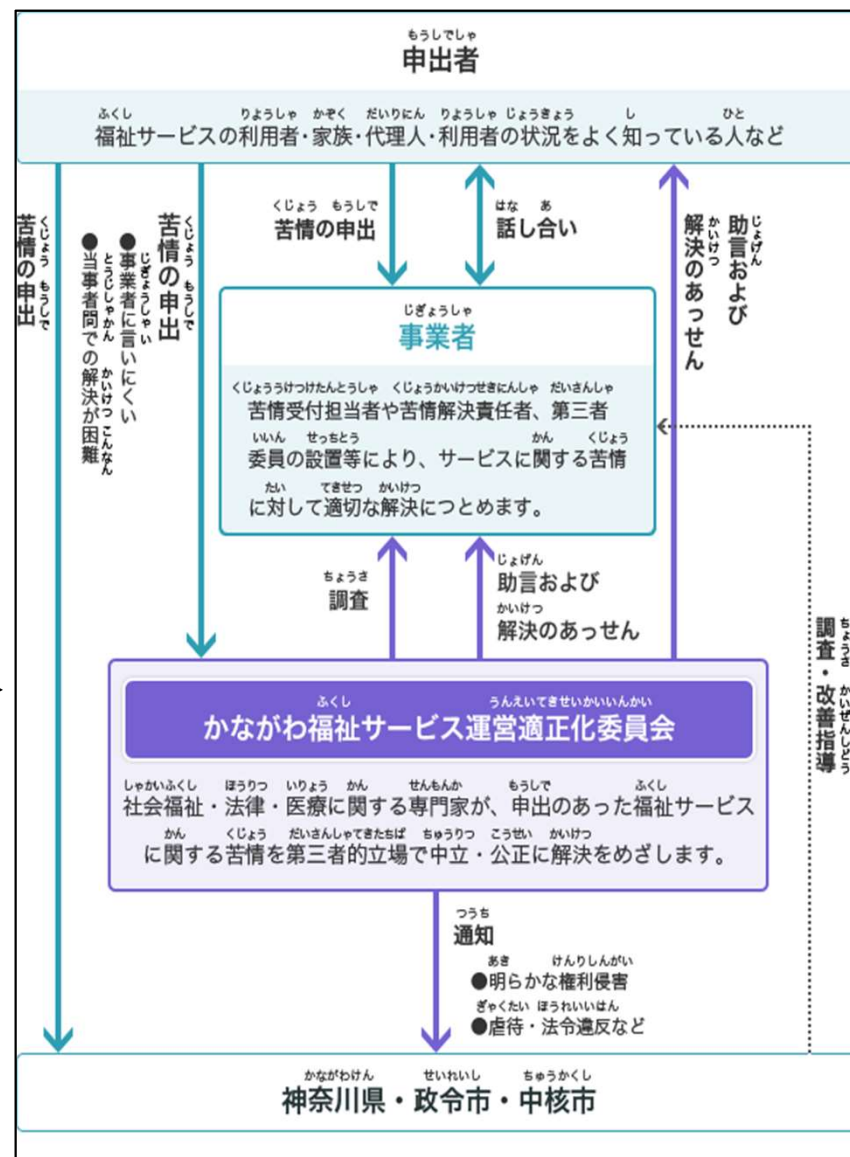
こちらでもご相談をお受けします

かながわ福祉サービス運営適正化委員会

TEL 045-311-8861 (相談専用) FAX 045-312-6302

Email: tekisei@knogy.jp

相談の流れ→



←リーフレット

# 参考資料・相談窓口

- 公益通報ハンドブック（消費者庁作成）



- 公益通報者保護制度ウェブサイト（消費者庁）

[\(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/\)](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/)

- 公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)

電話番号 (03)3507-9262

受付時間 平日 9:30～12:30 13:30～17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

※個別の通報受付は行っていません。